

川崎市水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 5 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 6 3 号

川崎市水道条例の一部を改正する条例

川崎市水道条例（昭和３３年川崎市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項ただし書中「については」を「であるとき、又は災害その他非常の場合において、法第３条第５項に規定する水道事業者（本市を除く。）若しくは当該水道事業者が法第１６条の２第１項の指定をした者が給水装置の工事（管理者が別に定めるものに限る。）を施行する必要があると管理者が認めるときは」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。